

文化

田中真紀子元外相の長女の私的事情を記事にした週刊文春に対し、東京地裁は出版差し止めなどを命ずる仮処分命令を下した。言論界からは、表現の自由を制限するものであるとの批判が相次いだ。わが国憲法の母国であるアメリカでの状況を見てみよう。

アメリカでは、プライバシーや名誉毀損が問われる報道は、報道後の損害賠償は認められても、事前差し止めは厳しく制限されている。損害賠償を求め訴訟では、現実に生じた損害に対する賠償のほかに、制裁として懲罰的損害賠償の請求も認められている。これには賠償金の上限がなく、陪審員の心証によって巨額になることもある。弁護士費用もすぐに億円の単位になる。このような訴訟に備え、保険会社から出版社責任保険(media-per his liability insurance)が売り出されている。

では、どのような場合に違法とされているのか。名誉棄損の報道に関する先例である「タイム社対ヒル事

「週刊文春」問題

件」では、人質事件を題材とした演劇をタイム社が報道したことに対し、演劇には事実と反する部分があったとして事件の被害者が損害賠償を求めて訴えた。

連邦最高裁の判決(一九六七年)は、①原告が公務員もしくは公人であるか、

事実が「公共の利害(パブリック・インタレスト)」

に関する事項である

場合には、②報道事実に関する誤りがあるか③その誤りについて被告に故意または重過失があるときに限り、名誉棄損が成立すると判示した。この判例が、文春事件で援用されている北方ジャーナル事件の最高裁判決(八六年)に引き継がれている。

他方、プライバシー報道



山本 隆司

やまもと・たかし=弁護士、弁理士、ニューヨーク州弁護士 1954年生まれ。著書に『アメリカ著作権法の基礎知識』など。

米国では訴訟対策保険も「公衆の興味」だけでは…

に関する先例「シュルマン事件」では、交通事故の被害者が救急隊員の活躍をドキュメントするテレビ番組において映像と会話を放送(顔・氏名を削除せず)されたのはプライバシー侵害であると訴えた。カリフォルニア州最高裁判所の判決(九八年)は、プライバシー

であっても、②それと「正当な公共の利害に関する事項」との間に「何らかの実質的関連性」があれば、プライバシーの侵害が成立しないと判示した。

達される情報は、広く公衆の要求を満たすものだからか(文春の記事は、田中元外相の家族の私生活を暴露する覗き見趣味・好奇心を満たすものではなかった)。しかし、公衆の要求を満たすだけでは情報は限らず物品でも同じである。表現の自由が経済活動の自由より強く保護される

の報道は①私事の公開での報道は①私事の公開で

係るものといえないこと」

を挙げたのに対応する。田中元外相が長女の結婚に反対したというような事実を、文春の記事が田中元外相の議員としての適格性に対する批判として掘り下げていけば、私生活のことも公共の利害に関する事項だと言えたであろう。

◆ そもそも、表現の自由はなにゆえ強く保護されなければならないのか。

◆ したがって、公共の利害も、社会に存在する虚偽・虚像を暴露し真実の姿を公衆に伝達するものか否かが問われなければならない。

◆ 第二に、社会に存在する虚偽・虚像を暴露し真実の姿を公衆に伝達することが民主主義の成立に不可欠だからか。国民は真実を知らなければ正しい政治的判断を行えない。ここにこそ表現の自由の核心がある。批判

・批評は、日本ではあまり好まれないが、表現の自由として強く保護されなければならない。

「公共の利害(パブリック・インタレスト)」を「公衆の関心事」ないし「一般大衆が興味をもつこと」と言い換えること(立花隆氏「週刊文春」四月十五日号)は、広く公衆の要求を満たすもの、すなわちただの覗き見趣味・好奇心を満たすものまで含めてしまう危険がある。

危険がある。